

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成31年3月14日（木曜日）

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において、本委員会に付託されました第5号議案から第11号議案の7議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第5号議案 新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 それでは、第5号議案の質疑をさせていただきたいと思えます。

この議案は、新城の産業廃棄物等対策委員会の委員等の条例の改正という形になると思うんですが、これを変更しなければならないという主な理由を伺いたいと思えます。

○中西宏彰委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 この条例は、委員言われるように、産業廃棄物等関連施設に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする条例でございます。

その中で、新城市産業廃棄物対策委員会の委員でございますが、この条例であっせん等行うときに委員に諮問するというところでございますが、あっせん等のものが今までの中で余りなかったというようなことでございます。そういう中で、任期があることによりまして、もし案件が発生したときに、任期によって継続的な審議が滞るようなことが起こるというおそれもあるという形で、実際にそういう案件が生じたときに委員を選任し、諮問から答申までの間という形で任期を設定するという形に変えさせていただきたいということでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 そういう今までの委員会の

委員を変えていくということで、2年の任期がなくていいという形に変えていく条例の案になっているのかなと思うんですが、僕は逆に考えていました。2年という区切りがあるからこそ、いろいろなその中で答えをそのときに出していくという状況もあったので、今までこういう条例になったのかなとは思ってはいるんですが。

そういう中で、もう1点お聞きしたいんですけど、市長の附属機関という形になるかと思うんですが、今まで調査を審議してその結果を出すという形で、結構独立性の高い委員会の組織だったと思うんですが、これは市長の附属機関に入っていくということはどういった理由なのか伺いたいのと、中立性は確保できるのかどうか、独立性も含めて、そこを伺いたいと思えます。

○中西宏彰委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 中立性というか独立性というような形ですが、委員については、委員の方今までなんですけど、当然市の職員等は入らず、外部の委員でございます。内訳を申しますと、大学教授の方が3名、教授が2名、准教授が1名、あと弁護士さんが1名、あと元県職員であります愛知県の環境カウンセラーをやられている方1名という5名という形でこれまでお願いしておりますので、独立性は保たれていると考えております。

○中西宏彰委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 今、委員が質疑された中で、これまで対策委員会があったというもの、この条例に基づいてもともと設置しておりますので、もともと市長の諮問機関でございますので、今回新たに諮問機関になるというものではございません。これまで、市長が委嘱した、この条例に基づく諮問機関でございますので、その辺は位置付けが変わるわけではございません。

それが、今課長申しましたように、事案において、特に紛争のあっせんということがこ

の委員会の主な目的でございますので、条例設置以後、これまでに紛争のあつせんという事案は一例もございません。

これまで、この条例に基づくものについては、事前の調整ということで御相談が3件ございまして、そのうち2件については、環境保全協定を締結しております。特に、事業者と住民の間で紛争が起きたということはございません。後の1件については、説明会等実施しておいて準備が進んでいたわけですが、途中で事業者のほうの関係で事業がとまっておるという状況でございまして、これも地元との紛争のためとまっているわけではなくて、事業のためとまっているということで、今回の改正につきましては、任期を固定の任期から、その都度改めるということでございます。

その一番大きな要因としましては、事案によって、例えば今学識者が3人、それから弁護士さん、それから元産業廃棄物の行政に長く携わっていた県のOBの方ということで5名なんですけど、このほかにももし事業者とのあつせんということになれば、例えば愛知県の産業廃棄物協会という業界の、一般社団法人ですので、公益的な使命を持つそういった団体もございまして。そういったところにも、事案によって事業者との紛争の解決に向けてということで、事業者の内実をよく知ってみるところにおいて委員になっていただくということも考えられますので、そういった意味では5名を上手戦にするかということについては、一番最適な人を選任したいということでございまして、すぐに選任するためには、事前にこういった委員会があります。

もし「事案によっては委員をお願いするときに、御承諾いただけますか」ということで、事前にお話をして内諾を得ておくということで、そういう案件があったときには直ちに委員会を組織できるようにと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 今ので大分クリアにはなっ

たんですが、そうなりますと、2年という任期を今後なくすという形なんですけど、その事案が先送りされていくんじゃないかという心配もあるわけです。2年という区切りがあることで、住民の人たちとか、その審査の内容を知りたいという方は、あと何日まで待てば返事が来るよねというようなところで安心感があるかと思うんですが、前に先送りだとかいう心配みたいなのはどの程度でしょう。

○中西宏彰委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 特に、先ほど申しましたように、この委員会の一番の目的は、紛争のあつせんということでございまして、事業者、住民双方がそれぞれ話し合っ、話し合いがつかないといった場合に、これは市にあつせんを頼もうということになったときに、委員会を開いてそのあつせん案について検討するというところでございまして、事前にもう既に計画があつて、事業者と住民が話し合いをしているという状況の中で、なかなか話し合いが難しいなというところにおいて、あらかじめいつでも委員会が開かれるような形で委員になられる候補の方には、あらかじめこちらからあつせんの申し出があつたときにはお願いしますということで、すぐに滞らないようにやっていくという運用を考えておりますので、2年の常設でなくても、そういった事案が滞るといふことはないと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 質疑の仕方が悪いんですけど、結論が2年後以内には出るよということだと、紛争しているそれぞれの団体の人は、「ちょっと待ちましょう」というような形になるんじゃないかなと思つてはいるんですけど、今回2年の任期がなくなると、どんどん遅くなつて5年、10年になつちやつてもまだ出ないということがあるのかなと思つたんですが。

○中西宏彰委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 2年という任期、

例えば任期終了間際に、このようなあっせんが出てきたときには、任期をまたぐこととなりますので、例えば委員の御都合で、御高齢で次の任期は全うできないということであると、委員の方がかわられることもありますので、そういった途中でかわられるよりは、事案ごとに委員をお願いしまして、特に固定ではなくて、事案によって専門の学識者の方もいろんな専門分野ございますので、そういった事案に応じた専門分野におけるあっせんが可能な方について、こちらから委嘱するということをございますので、それがいつまでも、2年があるから2年で結論を出すという話ではございませんので、諮問があつて、ある程度の期間をおいて答申を受けるということとなりますが、そういった答申の中で、条例にもございますけども、あっせんができないという場合もございますので、そういったときにはあっせんの中止ということも考えておりますので、2年が、10年がというそういう話ではないと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 新城市し尿等下水道投入施設の設置及び管理に関する条例の制定を

議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 第6号議案なんですが、第4条のところでの浄化槽汚泥を搬入しようとするものは市長の許可を受けないといけないうと書かれているんですが、これは市外からでも市長の許可さえ受け入れれば入れるよということも含まれているという形なのかどうか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 今、言われた市外からのものということなんですが、基本的には一般廃棄物については市外から受け入れはできないということなんです。

ただ、災害等で相互の応援みたいな形ではイレギュラーに受け入れることも可能であるということ、基本は市内のものということでお願ひします。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 わかりました。

あと、もう1点が安全性のチェックがしっかりこの条例でできているのかどうかというのが心配なんですが、例えば、犬や猫の死体とかが入っているのは除くよという形なんですけど、そこら辺が混入をしているかどうかというのはどうやって確認するのかというのがわからないわけなんですけど、そういった安全性のもののチェックというのはしっかりこの条例で網羅されているのかどうか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 市の浄化槽汚泥についてはバキュームカーで来るということで、まずそういった犬や猫の死体というのは入る余地がないと思われるんですが、もしまざり物があつた場合は、夾雑物除去装置がありますので、夾雑物を除去する装置がありますので、そこではじかれるので、余りそうい

うものが多い場合は対応していきたいと思っています。

○中西宏彰委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 今、浅尾委員言われたのは、別表のし尿及び犬猫等の死体を除くとあることだと思うんですが、こちらは新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正ということで、直接この条例ではないものですから、手数料に当たるものについて、今回下水道投入施設の手数料ではないということから、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、そちらには犬猫の死体の手数料も載っておるんですが、そちらのほうに条例の手数料として載せますということでございますので。

この犬猫の死体を除くというのは、廃棄物の減量及び手数料に関する条例の一部改正のことについて申し上げますので、今回の条例案についてはその手数料分、これまでし尿の手数料について清掃センターの設置の条例でとっていたのが、実際には清掃センターではなくて、今回の条例改正に併せて直接し尿のくみ取りの相手方である市民の方、あるいは事業者の方からいただくということで、搬入時の手数料ではないということで、条例から除外して新城市廃棄物の減量及び適正に関する条例のほうへ乗せかえるというものでございますので、そこで犬猫の死体を除くという記載があるだけでございますので、今回搬入物の中で犬猫が入るおそれがあるとかそういう話ではないので御理解お願いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 済みません。ちょっとごっちゃになって伝わったかもしれないですけど、確かに部長のおっしゃるとおりではあるんですけど、ただ私ほうがって考えてしまっているので申しわけないんですけど、例えばそのバキュームカーの中に汚泥じゃないような要らないものとかも悪徳業者が入れて、そうい

う犬猫の死体も含めてほかのごみも含めて入れて、各家庭を回ってそういう汚泥を入れたものを今回の施設のところに投入して安くあげるみたいな形の状況が、万が一すり抜けてしまうようなチェック体制ではいかなんではないかというところで質問をさせてもらったものですから、そういったものは除去装置があるので排除されるから大丈夫だということで大枠ではいいんでしょうか、伺います。

○中西宏彰委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 夾雑物を除去するところもあるんですが、基本的にここの施設への搬入の許可の前提として、廃棄物の収集運搬の許可というものも出しております。これは、その業者が適正に廃棄物を収集運搬できる能力があるかということ、これは許可から2年有効なんですけど、そういった審査もした上で、そういう許可業者に対してまた搬入の許可をするということでございますので、間違いのない業者であるということを確認した上で、また搬入の許可をするということで二重の許可になっておりますので、その辺は大丈夫だと思います。

もし不適正なものがまじるようであれば水質等の検査もしておりますので、そういった中で、例えばかなり油の多いようなものか、ひょっとしたら産廃かと疑うような状況で水質検査された場合には、そういったことについて、直ちにどの業者というのはわからないんですけど、その後そういった事実をもって調査をするということで、そういったことについては防げるのかと思っています。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 許可制なので、許可をしっかりとって、相手を信用して大丈夫だろうということだと思うんですけども、出したり入れたり、またものが空になってるかどうかなんていうのは、業者任せにはなるのかなと思うんですけど、そこで、例えばこの業者さんは、1日何トンという量だけの許可みたいな形には

なるのでしょうか。

つまり、このAという業者はこの3カ所を回ってくる、廃棄物を出してくるものだから、大体総量が100トンなので100トン以上にはならんよねという形で、量でほかのところから変なものをまぜて120トンでも受け入れるのはちょっと何かまざっているんじゃないかとかそういうふうなチェック体制みたいなものは、併せて現場ではやっているのでしょうか。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 量を超えてという話なんですけど、基本はいつも市内の決まったところを回るといことであります。特に、量について受け入れのほうは、どうしても物理的なものがあるものですから量はあるんですが、搬入については、量を制限というカリミットを切っているわけではないので、ただそうかといってすごい増えて入ることはないという想定でございます。

それで、あくまで市によって浄化槽汚泥、決まったルートを回ってくるということなので、例えば多いような場合、それはどうなのかなというところでチェックすることは可能であります。

今度、トラックスケールを設置して、全体の量も把握していきますので、そういったことも容易になってくるのかなと思います。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 最後にしますけど、私、気になっているのは、山口議員のきのうの質疑でもあったんですが、家庭用から出る汚泥と企業から出る汚泥、成分がやはり僕もちょっと違うんじゃないかなというところで心配があるんです。

そこで、「まぜて持ってきていいんだよ」という部長の答弁だったと思うんですが、やはり企業から出るものと家庭から出るものはちょっと違いがあると思って、企業は重金属のものとかも工場とかそういう企業とか薬品も使うと思うんですが、そういったところ

で出たものと一緒になるといって、万が一何かいけないものが入ったときには、下流域のほうに影響もあるんじゃないかなというところで、最初は手がたく別々にしたほうがいいのかかなと思っています。

そうすると、部長の話だと効率が悪くなってコスト上昇でお金の採算が合わなくなるからという形で答弁ありましたけど、それで本当にいいのかなと思うんですが、そこら辺の認識をもう一回お聞きしたいと思います。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 山口議員、最後のほうで言ってたと思うんですね、新潟へ視察に行ったということを書いてたんですが、もしその新潟視察が私の思っているものと同じなら、新発田市へ行ったんですよ。それは、産廃の関係の対策で勉強ということで行ったんですが、新発田市については、産業廃棄物も受け入れているということだったものですから、産業廃棄物と一般廃棄物、両方受け入れていると。しかも、市の施設であるということだったんですが、浄化槽汚泥については一般廃棄物なんですけど、それはあくまで企業であってもしわゆる手洗いとかトイレに限るということ、工場のものは産業廃棄物になりますので、そちらは別に処理しないとけないということになっていきますので、そちらについてはうちへ入ってくる要素はないということでもあります。

ですから、人間が使う手を洗ったりとか、洗面したりとか、トイレを使ったりということなので、家庭であろうが事業所であろうが同じ人間ですので、ほかにまざるものは、そういう余地が少ないのかなと。懸念している、要は事業所の工場等のものというのは、また別の汚泥でありまして、その新発田市の汚泥は、新発田市は米どころでございます、食品工場、要はお米からお酒をつくったりとか、おもちをつくったりとか、お菓子をつくったりそういったものの要は食品工場から出

る汚泥を堆肥化しているということだったので、そういうものと一般家庭のものとは成分が違ふよって、もし同じ土俵で話を聞いたら、私もそういった認識で聞いていたものですから、そういうことで山口議員には話を確認はしてないんですが、と思っております。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 わかりました。そうすると、工場から出るようなやつはここには入らないよということで、そういう劇薬とか重金属等は入る余地はないだろうという形で、安全性のそういったチェックというのはしっかり担保されているというような話だったと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 そういうことでよろしくをお願いします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと教えてください。

し尿と浄化槽汚泥を公共下水道に投入するという施設だと思うんですけど、こういう施設は現状新城市が初めてなのか、既にどこか、流域下水の中で、他の自治体でもってるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 今度4月からそういったことが始まるんですが、豊川市も同じでございまして、豊川市も4月から下水道投入型になるということで。

○滝川健司委員 豊川市。

○佐々木敏宏生活環境課長 はい。また、先例としては、愛知県下でも1つあるんですが、あくまで建物を建てて、建て直してつくというのが、更新施設、全くさらからというのが新城市が初めてですが、全国的には事例は数件あります。ただ、そんなに多くないので、これからはただそういったものへシフトしてくるんじゃないかなと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 豊川市も既にこの方式をとっているということだと。

○佐々木敏宏生活環境課長 この4月から。

○滝川健司委員 4月からね、はい。

○佐々木敏宏生活環境課長 はい。同じです。平成31年度。

○滝川健司委員 はい。

それから、第4条の市長の許可を受けた業者が、第4条の3項に本会議質疑でもいろいろ確認させていただいていたと思うんですけど、31業者が委託業者、許可業者というような説明があったんですけど、市内、市外の業者数というのはどういう内訳になってるでしょうか。

○佐々木敏宏生活環境課長 31業者ですか。

○滝川健司委員 31業者って説明があったような気がしたんですけど。あれ、八名説明会で言わなかったか。

○佐々木敏宏生活環境課長 バキュームカーが32台だったと思います。

○滝川健司委員 台数。

○中西宏彰委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 車の搬入台数です。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 業者数については、細かな数字は今頭に入れていないんですが、し尿については2者でございます。し尿については委託をしておりますので、市内の業者と市外の業者、1者ずつでございます。

浄化槽汚泥については、もう少し多くなるかなと思いますが、全て市内というわけではないです。市外の業者もいます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 第4条の3項で、(2)

(3)は本会議質疑で、課長が確認する、決裁ということだったんですけど、それで(1)は区域外というのは搬入を許可しないということなんですけども、区域内、区域外の判断はどうやってされるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 基本的には、市の区域外というのは市外ということなんです、市外のものはありませんということなんです、ですから当然市の許可、部長も言ったように、一般廃棄物収集運搬業の許可を持った業者で、なおかつまた年度当初に施設のほうの搬入許可をするということでありまして、もし市外のものがあるならば、それはいけないことなんですそういったチェックは、発覚すれば、そういうのはちゃんとチェックしていくことになります。基本は、ありませんという形でいきたいと思っています。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ありませんというか、ない前提でということですが善意で解釈しているということだと思うんですけど、これ、浄化槽汚泥とし尿というのは、第2条では分かれていますけども、このここだけは浄化槽汚泥だけになって、し尿という言葉がないんですけど、これは普通になくても、前提がないのか。

○中西宏彰委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 し尿については、市の事業でございますので、市の委託業者が搬入するのに許可は要らないということでございます。

浄化槽汚泥については、民間事業でございますので、民間の事業者が搬入するに当たって搬入の許可を求めているということでございますので、浄化槽汚泥については許可をするということでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 許可をした上で、こういう事例の場合は搬入させないという考えで。し尿は市の事業というか、わかりました。

それから、そうすると第7条のほうも同じことですよ、これ。ここには浄化槽汚泥だけ書いて、業者は10リットル18円と書いてある、これはし尿は当然分けてあるという

ことで、し尿のほうはこちらの表になっておる。

で、先ほど豊川市もこうやって始めるということですけど、この料金というのは同じ料金なのか、それとも施設に費用がかかった分だけかかるのかとか、それから、確か説明ですと豊川の水をくんで希釈して流すと。そうした場合には、当然原液から薄めれば量が増えると。それを今度は下水に流すになってるんですけど、その場合の、要するに下水に接続している家庭が水道料金から下水道料金を払っている金額と、新城市がこういう形で浄化槽・汚泥やし尿を希釈して流域水に流す量というのは同じと解釈しているのか、どういった違いがあるのか、その辺をどういうふうに判断していくのか。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 まず、料金についてですが、料金は今東三河の市町、聞いてみたんですが、いろいろまだ分かれておまして、実は無料というところもあるんです。無料というところは、あくまで施設の処理をする、業者については許可業者のみということで、ですから、うちは料金とってます。料金については、うちが料金設定しているところでは、うちが若干高めなんです。ですから、もし安いとほかから入るおそれもあるんですけど、そういうことはないのかなということではありますが。

下水道のほうに使用料を払う形になるんですが、そちらについてはそれが特段その市民のほうへというのではなくて、あくまでうちのほうの会計も、施設のほうの、下水道に流すものですから、豊川の水で希釈したものを、し尿と浄化槽汚泥を希釈して、当然増えて流れていきます。そういった倍率については、いろいろまた今後協議をしていくと。今、県のほうで倍率どれだけですよということはあるんですが、そういったものは下水道の放流基準を満たしておれば、倍率もだんだん少な

くできるということで、倍率が少なくなれば市の一般会計の負担は少なくなってくるのかなと思ってますので。

○**滝川健司委員** 新城市からは。

○**佐々木敏宏生活環境課長** 新城市のほうからは一応一般会計から下水の特別会計へ入れます。特別会計下水のほうから、今度県のほうへ払っていく形になりますので、そういった形で予算をとっております。

○**中西宏彰委員長** 滝川委員。

○**滝川健司委員** そうすると、今回のこの投入施設から下水へ流す料金も、いわゆる下水接続、一般家庭が払うのと変わりはないと解釈する、薄め方にもよって量が違ってくる場合もあるんですけど、そういった扱いで、投入量によってこの施設を運営していくという形になると思うんですけども。

現状でも、し尿のくみ取りが無料の地域が新城市にあるわけですけど、そこもこれまでどおり無料の、この施設ができて無料でこういった施設を使っていくということでしょうか。

○**中西宏彰委員長** 佐々木生活環境課長。

○**佐々木敏宏生活環境課長** 今、言われたのは、地元のところでは覚書を過去に交わしている経緯がございまして、無料で扱っています。そこについては、一部2つ組がありまして、1つの組は農業用水型排水事業が始まっていますので、そちらのほうへ接続していただくということで、無償くみ取りというのは少なくなってきたおるんですが、もう一方の組は農業指導開発の事業から外れてしまったので、そちらについては、新しい人は除くんですが、古い方はそのまま、一応投げかけてみたんですが、地元には、そのものを尊重してほしいということだったので、継続していく予定しております。

○**中西宏彰委員長** 浅尾副委員長。

○**浅尾洋平委員** 1個だけ。この施設で悪臭が新たに出るとか、そういった危惧というの

はないんでしょうか。伺いたいです。

○**中西宏彰委員長** 佐々木生活環境課長。

○**佐々木敏宏生活環境課長** 今の清掃センターも特に悪臭の苦情はないんですが、さらに新しい施設になって、しかも処理するところが地下になります。今、地上でできてますが、平家になってますが、今度地下にできて、地上のほうは受け入れだけということになるものですし、それから今はいろいろと豊川に放流するために無害化するために薬液を使っているんですが、今回はそういう放流がないので、あくまで薬剤は脱臭剤ですね、においを出さないための薬を施設のほうへ使っていくということで、臭いのものに対する懸念はないと思っております。

○**中西宏彰委員長** ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**中西宏彰委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○**中西宏彰委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**中西宏彰委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 新城市作手介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**中西宏彰委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 新城市しんしろ助産所の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 第10号議案の質疑なんですけど、この理由は、産褥療養の金額のメニューを改定するというので、引き下げの内容だと聞いているんですが、その引き下げはどのぐらい引き下がるのかというのをわかれば教えていただきたいんですが。

○中西宏彰委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援センター地域医療支援室長 項目ごとで言いますと、例えば入院でいいますと、今まで1日2万円だったのが24時間と単位を変えましたので、例えば10時ごろ入られて9時に帰られた方が、今までだと2日間で4万円もらっていたのが、24時間ですと2万円という形になります。

それと、あと通所につきましては、第一子の方の利用を促進するという意味で、今まで1万2千円だったのを半額の6千円という形に改正したものです。

それと追加で、多胎児、双子以上の場合にいろんな費用がかかりますので、3千円加算というものを追加させていただきました。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。すごいことだなと個人的に思っていて、これで赤ちゃんを産む方が少しでも多くなればいいと思うんですが、こうやって金額を少し下げることで見込みというか、今よりもどれぐらい利用してくれる方が増えるのかなというような内部での予測、そういった検討というものがわかったら教えていただきたいなと思います。

○中西宏彰委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援センター地域医療支援室長 今回の改正につきましては、先ほど第一子の出産の部分を半分に引き下げますので、今後、今までもいろいろな研究の資料とかを見ておきますと、助産所を利用した方が次の第二子に助産所を利用するという確率が結構あるものですから、今回については今まで助産所を知らなかった方も見えますので、助産所を今回のほかの医療機関で産んだ方についても、利用していただくとか、あとマタニティーヨガとか、産後のケアの指導とかそういうところを追加しておりますので、いろいろ利用していただくことによって第二子以降に期待をしているところであります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第11号議案 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第11号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

閉 会 午後2時12分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長

厚生文教委員会

日時 平成31年3月14日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査（市民環境部、健康福祉部、市民病院）

第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第8号議案	「質疑・討論・採決」
第9号議案	「質疑・討論・採決」
第10号議案	「質疑・討論・採決」
第11号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	中西宏彰	副委員長	浅尾洋平		
委員	齊藤竜也	鈴木長良	山崎祐一	滝川健司	
議長	丸山隆弘				

欠席委員

なし

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、市民病院の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 事務局次長 金田明浩 書記 後藤知代